

柏原市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

柏原市教育委員会

【本計画における用語や表記の定義】

職員

教職員	教育職員、事務職員
教育職員	<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で定める教育職員</p> <p>【柏原市立学校における教育職員】</p> <p>①管理職(校長・教頭)、②首席・指導教諭、③教諭、④指導養護教諭・養護教諭、⑤栄養教諭</p> <p>※いずれの職も教育職給料表が適用される臨時的任用職員・任期付採用職員を含む。</p>

在校等時間

在校等時間	
基本とする時間 (在校時間)	<p>・在校している時間</p> <p>※柏原市では出退勤管理システム(タブレット)の打刻間の時間</p>
加える時間	<p>・校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間</p>
除く時間	<p>・勤務時間外における自己研鑽</p> <p>・業務外の時間(自己申告による)</p> <p>・休憩時間</p>
<p>時間外在校等時間</p> <p>在校等時間から正規の勤務時間(8:30~17:00を基本とする)を除いた時間</p>	

法律、計画、語句の表記

表記	法律または計画
給特法	<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(令和7年6月18日一部改正、令和8年4月1日施行)</p>
給特法指針	<p>公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督すべき教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を講ずべき措置に関する指針(令和7年9月25日付文部科学省告示第140号)</p>

## 1. 計画の趣旨

本計画は、柏原市立学校に勤務する教育職員が心身ともに健康な状態で、誇りと働きがいを持ち、本来担うべき業務に専念できる環境を整備することを目的として策定するものである。

本市の教育基本目標「すべての子どもたちに生きる喜びとたくましい力を」の実現をめざし、柏原市教育委員会では、令和4年4月に「第2期柏原市教育振興基本計画」を策定し、「子どもたちが自分のよさや可能性を見つけ、多様性を認め合いながら協働し、持続可能な社会の創り手となること」をめざした取組みを推進しているところである。

そうした取組みの中心となる教育職員が、ゆとりと活力をもって子どもたち一人ひとりとしっかりと向き合い、創意ある教育活動を展開していくことのできる環境を整えることは、授業の質の向上や児童・生徒理解の深化につながり、ひいては本市のめざす「生きる力の育成」の実現に寄与するものである。

本計画がめざす「学校における働き方改革」とは、単に労働時間を削減することに留まらず、教育職員が学ぶ時間を確保しながら、限られた時間の中で専門性を最大限に発揮することで、教育の質の維持向上を図ることを目的としている。

教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子どもたちにより良い教育を行うため、業務の精選・効率化、時間外在校等時間の適正管理、健康管理等を計画的に実施していく。

柏原市教育委員会、柏原市、学校、保護者、地域など教育に関わるすべての関係者が、学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、取組みの実施、検証および改善を重ねていくこととする。

## 2. 本市の現状

本市では、「柏原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」において、教育職員の時間外在校等時間の上限を下記のとおり定め、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

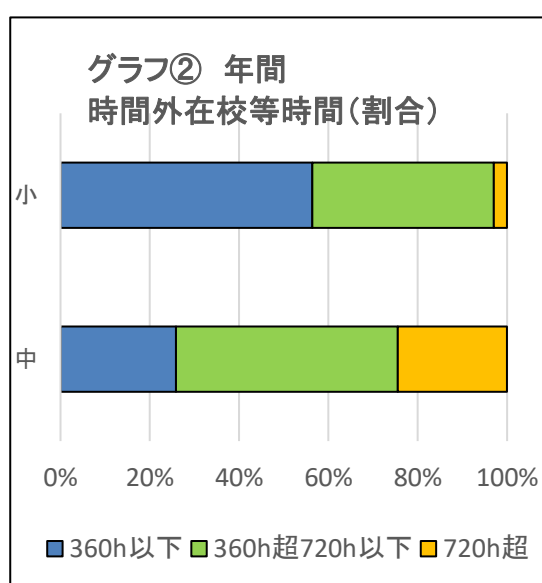
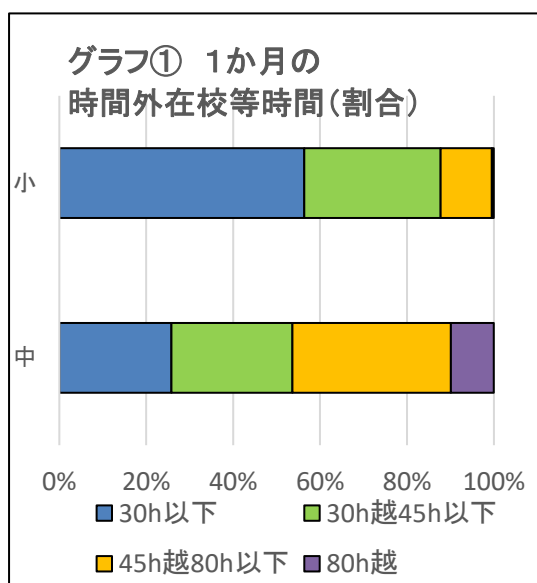
規則で定める上限時間	
通常時	例外(※)
単月45時間	単月100時間未満
年間360時間	年間720時間
	複数月平均80時間
	45時間を超えて時間外に勤務する月は年間6か月まで

(※)業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に業務を行わざるを得ない場合

校務支援システムの導入や勤務時間外の留守番電話(不在メッセージ)対応、長期休業中における学校閉庁日の設定、ICT機器や通信環境の整備、専門スタッフや支援スタッフの配置等、様々な取組みを進めてきた結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の現状は次のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	小学校	中学校
1年間における1か月の時間外在校等時間 (1人あたり平均) ※分布はグラフ①	29.6時間	45.7時間
1か月の時間外在校等時間が45時間を一度でも超えた教育職員の割合	41%	72%
1か月の時間外在校等時間が80時間を一度でも超えた教育職員の割合	3%	35%
1年間における時間外在校等時間 (1人あたり平均) ※分布はグラフ②	355.8時間	546.9時間



各校での働き方改革の取組みが進む中、時間外在校等時間は年々減少傾向にあるものの、1年間における1か月の時間外在校等時間の平均は小学校で29.6時間、中学校で45.7時間となっている。また、1か月の時間外在校等時間が45時間を一度でも超えた教育職員の割合は小学校で41%、中学校で72%、80時間を一度でも超えた教育職員の割合は小学校で3%、中学校で35%となっている。時間外在校等時間が80時間を超える教育職員をなくすことは喫緊の課題である。

特別な支援を要する児童生徒の増加や、外国につながる児童生徒の増加、児童生徒

に関わる保護者や地域からの要望等、学校を取り巻く状況は複雑化・多様化しており、勤務時間外の対応を求められる場面も少なくない。児童生徒に関することや学校に関連することとはいえ、学校以外が担うべき業務を学校や教育職員が担っている現状については改善が急務である。

また、中学校では部活動指導に関わる業務負担が大きく、長時間勤務の主要因となっていることから、部活動を勤務時間内に設定することや部活動の地域展開を段階的に進めていく必要がある。

「教師が教師でなければできない業務に専念できるよう」(※給特法指針より)、学校または教育職員が担っている業務の分担の見直しや適正化を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが大切である。経験の浅い教育職員が増加する中、教育職員の学ぶ時間を確保することで、子どもたちへのより良い教育へつなげていきたい。

こうしたことを踏まえ、給特法第8条に基づき、本計画を策定する。

### **3. 計画の期間**

令和8年度～令和11年度

### **4. 目標**

本計画において達成をめざす目標は以下のとおりとする。

#### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間以下にする。
- ・1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を0にする。

#### (2) ワークライフバランスに関する目標 【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇平均取得日数を16日以上とする。【14.3日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を前年度より減少させる。【未実施】

## 5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中、以下の内容に取り組む。

### (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

給特法指針で示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、学校や教育職員の業務の見直しを推進し、教育職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を図る。

#### I. 学校以外が担うべき業務

##### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

・保護者・地域住民による通学路の見守り活動(子どもの安全見守り隊)を推進する。

##### ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### ③学校徴収金の徴収・管理

・学校給食費の公会計化については、藤井寺市柏原市学校給食組合や藤井寺市とともに府内の状況等について情報収集を行う。

##### ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 **【重点事項1】**

・地域学校協働活動(青少年健全育成会、放課後子ども教室等)は地域が主体の活動であるとの認識を共有し、現在学校が担っている業務の見直しを図る。

##### ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・保護者に対して、相談窓口(柏原市教育研究所)の周知徹底を図るとともに、スクールロイヤーによる相談会の活用等、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備する。教育委員会等の行政機関の責任において保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の事案に対応できる体制を構築する。

#### II. 教師以外が積極的に参画すべき業務

##### ⑥調査・統計等への回答 **【重点事項2】**

・教育委員会は、学校への調査・統計等への回答や児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等の量を縮減する。

・回答が必要なものについては、Webフォーム等を活用することによって、調査の

回答に係る事務負担を軽減する。

- ・学校事務体制の強化のため、令和8～10年度に学校事務の共同実施を行うモデル校を設置し、共同学校事務室の設置に向けた準備を進める。

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・ICT支援員が中心となって行う。

⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・民間委託業者とICT支援員が教育委員会と連携を図りながら行う。

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 **【重点事項3】**

- ・教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担う。
- ・管理業務については、民間委託業者が教育委員会と連携を図りながら行う。
- ・教育職員の負担軽減やプール施設の老朽化を考慮し、近隣校におけるプール施設の共同利用や水泳授業の民間事業者への委託を検討する。
- ・体育館や運動場を地域住民等に開放する際の事務手続きは、教育委員会スポーツ推進課が中心となって行う。

⑩校舎の開錠・施錠

- ・技術吏員や安全監視員が業務の一部を担う。
- ・教職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の教職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教育職員のみが対応するのではなく、学校の職員の輪番等による負担軽減を図る。

⑫校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施方法の見直しや清掃範囲の合理化による負担軽減を図る。
- ・スクールサポートスタッフが校内清掃の一部を担う。

⑬部活動 **【重点事項4】**

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるガイドライン(令和7年12月)により、部活動の地域展開・地域連携を推進する。
- ・土日を中心に、学校単独での活動から、体育協会や地域クラブを活用した活動へ

と段階的に移行する。

- ・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、部活動補助指導員の活用を促進する。

### Ⅲ. 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

#### ⑭給食の時間における対応

- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時(アレルギー対応等)に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

#### ⑮授業準備

- ・教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については、スクールサポートスタッフやICT支援員が中心となっていく。
- ・授業準備におけるデジタル技術の活用を促進する。

#### ⑯学習評価や成績処理

- ・デジタルドリルや校務支援システムの機能、自動採点ソフト等の活用により、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

#### ⑰学校行事の準備・運営

- ・修学旅行や体育大会、その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教育職員と事務職員及びスクールサポートスタッフ等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

#### ⑱進路指導の準備

- ・デジタル技術の活用により進路指導関係事務の負担軽減を図る。

#### ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応 **【重点事項5】**

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、障害者付添介助員、医療的介助員、外国人児童支援員、日本語指導員、学校教育支援指導員、医療もしくは福祉に関する専門人材等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教育職員との協働を促進する。
- ・不登校児童生徒への対応にあたっては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センターによる効果的な支援を促進する。
- ・教育委員会がこども家庭安心課や子ども家庭センター等の関係機関と連携し、支援が必要な児童生徒・家庭への協働体制を整備する。

## (2)学校における措置の推進

学校においては、学校経営方針に業務量管理・健康確保措置に係る取組みを盛り込み、教育職員の業務の適正化・効率化、時間外在校等時間の削減を図る。

- ・各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時間については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な教育的効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動(部活動を含む)の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、校務の効率化を推進する。文部科学省「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」のうち、特に「教職員と保護者間の連絡のデジタル化」に関する項目(児童生徒の欠席連絡、お便り・配布物の配信、日程調整、説明会のオンライン化等)について推進する。

## (3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の内容に取組み、労働安全衛生管理体制を整備する。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を上回った教育職員に対し、産業医による面接指導を実施する。
- ・前日の終業時刻から翌日の始業時刻までの間に、11時間をめやすとする勤務間インターバル(休息时间)の確保に努める。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日(「ゆとりの日」や「一斉退庁日」等)を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中には5日程度の一斉閉庁期間の設定を行う。

## 6.関連する取組み、今後のフォローアップについて

- (1)取組みの着実な実行を図るため、教育委員会は市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、柏原市のホームページで公表するとともに、教育委員会の会議及び総合教育会議において報告する。
- (2)時間外在校等時間にかかる目標の達成状況及び年間の年次有給休暇の平均取得日数については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合については、本市で令和8年度より導入するストレスチェックの結果から把握する。
- (3)教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰り等、課題が見られる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4)各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させる等、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組みを実施する。
- (5)保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域団体等に対して、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。